

新見市教育委員会 9月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和3年9月22日(水) 午後4時00分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 3階大会議室

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	正 村 政 則
職務代理者	松 井 健 一
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長 谷 川 綾
委 員	三 上 ゆ み

4 欠席委員の職・氏名 なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	小 林 保
教育総務課長	田 中 隆 博
学校教育課長	黒 川 一 豊 海
生涯学習課長	名 越 伸 明
教育総務課庶務係長	真 壁 恒 子

6 記 録

午後4時00分 着 席

(令和3年9月22日(水) 午後4時00分から午後5時08分)

# 1 開 会

## 2 教育長あいさつ

## 3 前会会議録の承認

田中課長 (新見市教育委員会 8 月定例会会議録により、前会会議録の承認、議案 6 件、協議・報告 3 件等について説明を行う。)

正村教育長 前会会議録は承認と決し、次に教育長報告に移ります。

## 4 教育長報告

正村教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

それでは、事務局報告をお願いします。

## 5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、学校教育課長、生涯学習課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

正村教育長 それでは、「6 議事」に移ります。  
「議第 3 3 号」の説明をお願いします。

## 6 議 事

### 議第 3 3 号 指定学校変更申請の承認について

黒川課長 議第 3 3 号 指定学校変更申請の承認について説明させていただきますので、資料をご覧ください。No 1、No 2の方は、家庭の事情で別の小学校区へ転居されましたが、引き続き、今年度末まで現小学校への通学を希望されています。ご審議をお願いします。

正村教育長 委員の皆様から何かご質問がありますでしょうか。

各委員 (無しの声)

正村教育長 無いようですので、議第 3 3 号は承認とします。  
次に「議第 3 4 号」の説明をお願いします。

### 議第 3 4 号 新見市就学援助規則施行に係る内規の一部改正について

黒川課長 議第 3 4 号 新見市就学援助規則施行に係る内規の一部改正について説明させていただきます。資料 1 ページの中ほど、新入学児童生徒学用品費等の給付金額について、赤字で示しておりますが、小学校

が40,600円から50,600円に、中学校が47,400円から57,400円に、それぞれ1万円上げることといたしました。これは、県が定めた就学援助給付額に伴い、市で内規をおこなうものであり、令和4年度新入学児童生徒分から適用することとしております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第34号は承認とします。  
次に「議第35号」の説明をお願いします。

議第35号 令和3年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認について

黒川課長

議第35号 令和3年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認について説明させていただきます。資料をご覧ください。7月の定例教育委員会以降、2世帯3名の追加申請がございました。内訳につきましては、2ページをご覧ください。世帯番号166の方は、申請理由⑤児童扶養手当を受給されている方です。世帯番号167の方は、申請理由⑧生活に困窮し、就学援助を必要とされる方であり、お二方とも、認定基準倍率を満たしておりますので、認定が適当と思われ、ご審議をお願いします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第35号は承認とします。  
次に「議第36号」の説明をお願いします。

議第36号 令和3年度要保護・準要保護児童生徒就学援助不認定世帯における再認定について

黒川課長

議第36号 令和3年度要保護・準要保護児童生徒就学援助不認定世帯における再認定について説明させていただきます。資料1ページをご覧ください。前回、認定が不相当とされた2世帯5名につきまして、再度申請があり、調査をおこないました。資料2ページをご覧ください。世帯番号140の方は⑤児童扶養手当を受給されている方で、かつ認定基準倍率を満たしているため認定が適当と判断します。世帯番号67の方は、申請理由⑧生活に困窮し、就学援助が必要と再

度申請されましたが、認定基準倍率が1.71で、1.5倍を上回る  
ことから認定が不相当と判断します。以上、ご審議をお願いします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第36号は承認とします。  
次に「議第37号」の説明をお願いします。

議第37号 令和3年度末校長・教員等人事異動方針及び人事異動実施要綱の承認について

黒川課長

議第37号 令和3年度末校長・教員等人事異動方針及び人事異動  
実施要綱の承認について説明させていただきます。先般、県教育委員  
会から、令和3年度末の校長・教員等人事異動要綱が示されました。  
例年と異なる内容として、重点項目に「ICTの効果的な活用等によ  
る学ぶ力の育成」、実施要領に「ICTの積極的な活用を図る」とい  
う文言が加わりました。このことを受けまして、資料1ページ、本市  
の人事異動方針、2 重点の(6)に記載している人員配置に関する  
項目に、「ICTの効果的な活用等による学ぶ力の育成」という文言  
を加筆いたしました。また、2ページの実施要綱、2 転任の(5)  
にも「ICTの効果的な活用等による学ぶ力の育成」という文言を加  
筆いたしました。その他の項目につきましては、昨年度とほぼ変更は  
ございません。以上、ご審議をお願いいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第37号は承認とします。  
次に「議第38号」の説明をお願いします。

議第38号 新見市立中央図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

名越課長

議第38号 新見市立中央図書館条例施行規則の一部を改正する  
規則について説明させていただきます。前会の定例教育委員会におき  
まして、新見市新見文化交流館条例及び新見市新見生涯学習センター  
条例の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例につきましてご承  
認をいただき、令和3年9月新見市議会定例会において、議決される  
予定となっています。それに伴いまして、新見市立中央図書館が管理

する音楽練習室を新見市新見文化交流館に移管すること、また、押印義務の廃止に向け、各様式の押印欄を削除するなど、新見市立中央図書館条例施行規則の一部を改正するものです。詳細につきましては、新旧対照表等を参考に見ていただければと思います。ご審議をお願いいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第38号は承認とします。  
次に「協第9号」の説明をお願いします。

#### 協第9号 教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価報告書について

真壁係長

協第9号 教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価報告書について説明させていただきます。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が実施した事務の点検・評価をおこなうもので、例年、教育委員会で作成した報告書を外部評価していただいています。昨年は、新見公立大学の原田教授と、元新見第一中学校長の今田先生に外部評価をいただきました。資料につきましては、事前に委員の皆様を送付させていただき、素案に対するご意見をお聞きしております。また、ご意見に対する修正案につきましても先週末送付させていただきました。内容についてですが、昨年度からの変更箇所を赤文字としています。いただいたご意見に対する修正部分には、青色のアンダーラインを引いています。昨年度、全体的に評価の基準がわかりにくいというご意見をいただいておりますので、指標が設定できるものにつきましては、評価指標や目標値を記載し、それに対する達成率により評価するように変更しております。14ページから39ページまでがそれぞれの体系毎の評価シートです。40・41ページが決算状況で、最終ページまでページ番号が飛んでいるのは、ここに外部評価の内容を掲載する予定です。外部評価につきましては、特にご意見が無ければ、今年度も昨年度と同様に、公立大学の原田教授と、元新見第一中学校長の今田先生にお願いしたいと考えております。今後の予定ですが、10月末を目途に外部評価をいただき、11月に公表するというスケジュールで実施したいと考えています。以上です。

正村教育長

委員の皆様には、膨大な資料を見ていただき、ご意見をいただきありがとうございました。昨年と比べて、色々な点で改善もされているようですので、分かりやすい評価に繋がっているのではないかと

と思います。また、新たなところも発見していただいて、ご意見をいただいているようです。委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

松井職務代理人

評価の観点等が分かりやすくなっていて、工夫されている点が非常に良いと思いました。いくつか意見をいただいて、その後、改訂したものも送っていただいて、議論が非常に効率的になって良いと思いました。そのうえで、①の昨年開催した総合教育会議も含めて「教育委員会会議以外の活動状況」の「会議・総会・研修会」へ追加したと、フリートークについても同様の追加をしたという処理についてですが、一つは令和元年度にも同じような議論をしたと思いますが、その時には総合教育会議の記載は、「教育委員会の運営状況」の項目の前に「総合教育会議」という形で記載されています。それとの整合性というのは、どうなのかと今回の処理については感じました。市長とのフリートークについては、「会議・総会・研修会」の部分でいいと思いますが、総合教育会議は別物ではないかと思っています。令和元年度のものと同じところが良いかどうかということについては、評価は分かりませんが、県の同じものを見てみると、総合教育会議はトップではないけれども、別項を設けて、どのようなことをしたということを書いてあります。知事との懇談というものは、今回の処理と同じように、「会議・総会・研修会」の部分に書いてありますから、それは、それで良いと思います。総合教育会議の扱いは、別なのではないかと思います。

正村教育長

元年度のものは、資料がありますか。元年度はおこなわれているんですね。

松井職務代理人

令和元年度のものなので、平成30年度に総合教育会議をしたという記録が令和元年度の評価報告書にはあります。それは、今回の処理とは別の仕方をしているので、整合性がどうなのかと思ったところです。

田中課長

松井職務代理人が言われるように、「総合教育会議」だけを別項でさせていただきたいと思います。修正をおこない、整合性をとらせていただきます。

松井職務代理人

②についてですが、「学校及び校種間の連携・一貫した教育の推進」についての評価をきちんとしてほしいというふうに意見を出して、11ページの施策の体系については、直されたとおりで良いと思いますが、その追加をされた部分が、今回19ページになっている部分だと思いますが、昨年度の教育委員会の取組は、もっと大きく評価をされ

て然るべきだと思っています。ここでは、「小中一貫英語教育、外国語教育の推進」についてだけ触れられていますが、昨年度の「新見市の教育」に記されているのは、英語教育の一貫ということではなくて、保育所・幼稚園から小学校・中学校・高等学校の関係者まで一貫した体制とか、中1ギャップに繋がることがないような学校間における授業の交流であるとか、あるいは、モデル中学校区を設定して、新たなということが方針として書かれており、私はこの部分が、去年の学校教育課の取り組みとしては非常に重要だと考えているので、この部分をきちんと出して、ここについてはこれだけのことをやったというふうに、むしろ積極的にアピールすべきだと思って、この意見を書かせていただきました。もっと自分たちがされている施策を積極的に評価しても良いのではないかと思います。例えば、小学校と中学校との教育の連携ということで、中学校の先生が小学校に行って継続して授業をされる、それから、小学校の音楽の先生が得意な部分を活かして中学校の音楽を指導されるということもやってこられました。去年の大佐中学校のCSで、新たな小中一貫校を作るという議論がすでに始まっているわけで、そういう所ももっと積極的に評価をしても良いのではないかと考えて、提言をさせていただきました。これでは、足りないのではないかと思います。ここの部分では、教育委員会の施策で、実際にやったことについて、もっと積極的に評価をしていけば良いし、こういうことに取り組んでいるということをもっと広報していけないといけないと思います。そういうことによって、新見市の教育は頑張っているという安心感を市民に持ってもらう、また、自分たちはこういうことをやりたいということを返していただくというように、教育について、市民とのやり取りなどを積極的に進めていくことが大事だと思っています。それから、⑤についてですが、「指標・目標値を削除した」ということですが、「適応指導教室「新生塾」の活用」というところの「評価の指標」が「指導員配置数」、「目標」が「2人」で、「実績値」が「2人」となっています。体制の整備であればこれで良いと思いますが、活用するというのであれば、どう活用したかという視点で評価をされなければならないと思います。そういう意味では、ここの「評価の指標」と「実績値」というのは、活用方針に馴染まないのではないかと思います。

小林部長

例えば、新生塾を利用することによって、学校に復帰した子どもの数であるとかいうことですね。

松井職務代理者

それがあれば一番良いですが、なかなか目立ったものが無いと思います。必ずしも、数値でなければならないと思っていません。例えば、新生塾の中で、これまで全く外に出られなかった子がそこに通ってきて、一生懸命勉強するようになったとか、あるいは、何時間か定着で

きるようになったとか、そのような状況記述でも良いと思います。そうやって新生塾が活動することで、不登校児童・生徒の改善に少しでも寄与する部分があったとしたら、積極的に評価をするという記述が大事なのではないかと感じて書かせていただきました。

正村教育長

分かりました。意見をいただいたのでどうでしょうか。

小林部長

修正案を作り、該当ページだけをもう一度提示させていただき、書面でご了解をいただくようにします。

松井職務代理者

それで結構です。

長谷川委員

⑥の意見の後半部分についての対応が書かれていないので、どのようになっているのでしょうか。コロナ対策について、授業でしていないので入っていないのでしょうか。インフルエンザについては、全然流行していないけれども書いてあります。外のところは新型コロナについて触れられていますが、感染症の項目で触れられていないのは不自然です。昨年度、小中学生は十分すぎるぐらい感染症対策を学んでいると思い、意見を書かせていただきました。

小林部長

事業の実施目標について、これは感染症に入りますので、このままとさせていただきます。主な取組状況の中に昨年の取り組み内容を付け加えさせていただきたいと思います。評価については、ほぼこれで評価はできるだろうと思っております。

正村教育長

今のご指摘のところも含めて、合計4点について、修正し、書面で承認をいただくということでよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

正村教育長

ありがとうございます。外にありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、次に「報第12号」の説明をお願いします。

報第12号 新見市体育施設等の指定管理者の公募について

名越課長

報第12号 新見市体育施設等の指定管理者の公募についてご報告をさせていただきます。資料1ページに公募の概要を書いています。新見市憩いとふれあいの公園外13施設は、現在、指定管理者 新



見施設管理センター有限会社が管理・運営をおこなっておりますが、令和4年3月31日で指定管理期間が満了になることから、新たに指定管理者を募集するものです。概要につきましては、1から4まで記載をさせていただいておりますので、お目通しいただければと思います。現在は、申請の受け付けをおこなっている状況です。今後は、選定委員会において業者選定をおこなった後、教育委員会及び議会の審議・承認を経て、決定となることを報告申し上げます。以上です。

正村教育長

指定管理の金額等は変わっていないですか。

名越課長

はい。年額が上限ということで、それぞれの業者が、この金額の範囲内で計上してくることになるかと思います。

正村教育長

委員の皆様から何かご質問がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、報第12号は承認とします。  
次に「報第13号」の説明をお願いします。

報第13号 新見市立中央図書館中央図書館喫茶室の指定管理者の公募について

名越課長

報第13号 新見市立中央図書館中央図書館喫茶室の指定管理者の公募について報告させていただきます。資料1ページの公募の概要をご覧ください。新見市立中央図書館中央図書館喫茶室、愛称は「カフェまなびの森」ですが、現在、指定管理者 合同会社のヘデザインが管理・運営をおこなっておりますが、令和4年3月31日で指定管理期間が満了になることから、新たに指定管理者を募集するものです。概要につきましては、資料をご覧ください。現在、申請の受け付けを月末までおこなっている状況です。こちらにつきましても、選定委員会において業者選定をおこなった後、教育委員会及び議会の審議・承認を経て、決定となりますのでご報告をさせていただきます。以上です。

正村教育長

指定管理の上限金額は変わっていないですか。

小林部長

変わっています。30万円落ちています。

正村教育長

前回より30万円落ちているのですね。  
委員の皆様から何かご質問がありますでしょうか。

各委員	(無しの声)
正村教育長	無いようですので、報第13号は承認とします。 次に「報第14号」の説明をお願いします。
報第14号 名越課長	新見市新見文化交流館条例施行規則の制定について 報第14号 新見市新見文化交流館条例施行規則の制定について ご報告させていただきます。前会の定例教育委員会において、新見市新見文化交流館条例につきましてご承認をいただき、9月定例市議会において議決される予定となっています。それに伴い、文化交流館に限定した規則を制定し、当施設の運営に必要な事項、例えば、使用時間、使用期間、貸館等について、各種様式を定めるものでありますので、ご報告します。なお、新見文化交流館につきましては、条例で設置者が市長であり、規則につきましても、市長部局での公告になることから、報告という形で教育委員会に出させていただきます。以上です。
正村教育長	報第14号から16号は、メールで送信をさせていただいておりますので、事前に見ていただいております。資料が多いですが、委員の皆様から何かご質問がありますでしょうか。
松井職務代理者	中央図書館条例施行規則の改正については、「議」となっていますが、同じ条例施行規則である文化交流館の施行規則は、「報」となっている理由について、先ほど説明いただいたと思いますが、もう一度お願いします。
名越課長	新たに制定される予定の新見文化交流館条例につきましては、設置者が市長になっています。それに伴う規則につきましても市長の権限となり、市長部局での制定、規則の公告をさせていただくこととなりますので、本件につきましては、教育委員会で「議案」ではなく、「報告」として出させていただきました。
小林部長	文化交流館と生涯学習センターは、市長部局所管の施設です。中央図書館は、元々教育委員会所管の施設ですので、そこで、権限者が違うという考え方です。
松井職務代理者	教育委員会所管の施設と思っていましたが、違うんですね。
小林部長	この施設だけが、教育長に管理等の事務委任をされた施設となっています。今後については、教育委員会所管に変更させていただくとい

	うことで、総務課と話をしています。
松井職務代理者	了解しました。
正村教育長	外にありますでしょうか。
各委員	(無しの声)
正村教育長	無いようですので、報第14号は承認とします。 次に「報第15号」の説明をお願いします。
報第15号 名越課長	新見市新見生涯学習センター条例施行規則の制定について 報第15号 新見市新見生涯学習センター条例施行規則の制定について説明させていただきます。前会の教育委員会におきまして、新見市新見生涯学習センター条例につきましてはご承認をいただき、9月定例市議会において議決される予定となっております。それに伴い、生涯学習センターに限定した規則を制定し、当施設の運営に必要な事項について、各種様式を定めるものでありますので、ご報告させていただきます。以上です。
正村教育長	委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。
各委員	(無しの声)
正村教育長	無いようですので、報第15号は承認とします。 次に「報第16号」の説明をお願いします。
報第16号 名越課長	新見市文化交流館・生涯学習センター条例施行規則を廃止する規則について 報第16号 新見市文化交流館・生涯学習センター条例施行規則を廃止する規則について説明させていただきます。これも教育委員会でご承認いただきました新見市新見文化交流館条例及び新見市新見生涯学習センター条例の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例につきまして、議会で議決される予定となっております。それに伴いまして、新見文化交流館・生涯学習センター条例を廃止するため、関連規則も併せて廃止したいと考えておりますので、報告させていただきます。以上です。
正村教育長	委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、以上で議事を終了します。

## 7 閉 会

正村教育長

9月定例教育委員会をこれで閉会します。  
長時間ありがとうございました。

(閉会時刻)

(午後5時08分)